

## 2 1 . 幣原マッカーサー会談と憲法 9 条

### ・ 幣原喜重郎 (1872 ~ 1951)

幣原喜重郎は、戦前から戦後初期にかけて活躍した外交官、政治家である。4度にわたり外務大臣の役職を勤め、イギリスとアメリカ領国との協調と、中国の合理的要望の尊重を目指した「幣原外交」でその名を知られる。戦後には第44代内閣総理大臣を務める。外交官時代の経験から、終戦後にはGHQとの交渉も含め戦後処理を行い、昭和憲法の作成にも大きな役割を果たした。

### ・ 憲法9条は誰が作ったのか？

ここで、憲法制定、特に憲法9条の制定にあたって、誰が中心的な役割を果たしたかという問題について取り交わされている議論について整理してみる。

### 1 . マッカーサー主導説

当時、連合国軍最高司令官総司令部 (GHQ / SCAP) の総司令官として日本の統治、再建に当たっていたマッカーサーは、ほぼ無制限の権限において日本国内の改革を進めることができた。その根拠となっていたのは、1945年9月6日に、マッカーサー元帥宛に統合参謀本部から送られた次のような通達である。

### **[ 連合国最高司令官の権限に関するマッカーサー元帥への通達 ]**

1945年9月6日

1 天皇及び日本政府の国家統治の権限は、連合国最高司令官としての貴官に従属する。貴官は、貴官の使命を実行するため貴官が適当と認めるところに従って貴官の権限を行使する。われわれと日本との関係は、契約的基礎の上に立っているのではなく、無条件降伏を基礎とするものである。貴官の権限は最高であるから、貴官は、その範囲に関しては日本側からのいかなる異論をも受け付けない

こうした、絶対的な権限を認めた文書に基づいて、マッカーサーは様々な改革を進めていったのである。日本の非武装化と平和主義化もそのうちのひとつだった。こうした平和条項を、憲法のような国家の背骨にあたる取り決めの中に取り入れるよう、GHQが半強制的に迫ったことは確かである。その根拠として挙げられるのが「マッカーサー・ノート」と「GHQ草案第八条」である。

マッカーサー・ノート : 1946年2月3日にマッカーサーから発された「最高司令官から憲法改正の『必須要件』として示された三つの基本的な点」というメモ。第一項には天皇、第二項は戦争放棄、第三項では封建制度の廃止が指示されている。このなかで第二項には、「国権の発動たる戦争は、廃止する。日本は、紛争解決の手段としての戦争、さらに

自己の安全を保持するための手段としての戦争をも、放棄する。日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理念に委ねる。日本が陸海空軍をもつ権能は、将来も与えられることはなく、交戦権が日本軍に与えられることもない」と書かれている。防衛のための戦争をも禁ずる（この部分の記述は、当時運営委員会のヘッドとして憲法草案作りを仕切っていたケイティス大佐の主張によって削除された）というところを除いて、ほぼ現行の憲法第九条と同じである。

**GHQ 草案第八条**：また、終戦後 GHQ の要請を受けて日本側が作成していた草案（松本草案とよばれる）が、明治憲法とたいして変わらない内容だったため、占領軍側がモデルとして作った GHQ 草案の八条には次のように書かれている。

[国権の発動たる戦争は、廃止する。いかなる国であれ他の国との間の紛争解決の手段としては、武力による威嚇または武力の行使は、永久に放棄する。陸軍、海軍、空軍のその他の戦力を持つ権能は、将来も与えられることはなく、交戦権が国に与えられることもない]

こちら現行憲法とほぼ変わらない内容である。これが、日本側に突然渡されたのが昭和 21 年 2 月 13 日だったことから分かるように、昭和憲法の骨格は、マッカーサー・ノートが若干の改変を経てそのまま用いられたものだといえる。

## 2 . 幣原喜重郎説

幣原が自身の回想録『外交五十年』の中で戦争放棄のアイデアが自発的なものだったことを語っている。そのほかにも、マッカーサーは回想録の中で、幣原がペニシリンのお礼(肺炎になった幣原に対し、マッカーサーが当時日本では貴重だったペニシリンを与えた)に訪れた時、長時間の会談中にでた話として「戦争放棄条項を憲法に入れる」事が、他ならぬ幣原自身によって提案された事を述べている。同様の内容をマッカーサーは退官後の米上院軍事外交合同委員会の聴聞会などで、繰り返し語っている。

**幣原・マッカーサー会談**：上記の、昭和 21 年 1 月 24 日に行われたペニシリン会談を指すが、そのときの様子を幣原の側近であった平野三郎が、インタビュー形式で幣原から聞き出している。その「平野メモ」の中で、昭和憲法は幣原自身の発案によるものか、という平野からの質問に対し、幣原は「この情勢の中で、天皇の人間化と戦争放棄を同時に提案することを僕は考えたわけである。……その考えは僕だけではなかったが、国体に触れることだから、仮りに日本側からこんなことを口にすることは出来なかった。憲法は押しつけられたという形をとった訳であるが、当時の実情としてそういう形でなかったら実際に出来ることではなかった。そこで僕はマッカーサーに進言し、命令として出して貰うよう決心した」と述べ、憲法の内容が自らの考えであったとしている。

憲法 9 条の起源については諸説ある。しかし幣原の発言からも分かる通り、たとえある程度アメリカ側からの圧力の下に行われたものであるとしても、平和憲法の成立に一定以上日本側からのコンセンタがあったことは間違いない。